

東北大学若手研究者に係る共用設備利用支援制度実施要領

令和2年6月26日

理事・副学長（研究担当） 裁定

（趣旨）

第1条 この要領は、東北大学（以下「本学」という。）における若手研究者が、本学の保有する共用可能な研究設備及び機器（以下「設備等」という。）を利用する場合の支援制度の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 東北大学若手研究者に係る共用設備利用支援制度（以下「本制度」という。）は、本学に所属する若手研究者の設備等の利用促進を図ることにより、自由な発想で挑戦的な分野融合・創発的研究の場を形成し、もって創造的・融合的な研究成果の創出に資することを目的とする。

（対象）

第3条 本制度の対象となる若手研究者は、本学の教員その他の研究に従事する者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 設備等を利用する年度の末日において39歳以下である者
 - 二 設備等を利用する年度の4月1日において博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。以下同じ。）の取得から15年（医学、歯学又は獣医学分野の博士の学位を取得後に、医師法（昭和23年法律第201号）、歯科医師法（昭和23年法律第202号）又は獣医師法（昭和24年法律第186号）に定める臨床研修を修了した者にあつては、17年）以内である者
- 2 妊娠、出産及び育児により研究に専念できない期間があつた者に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「39歳」とあるのは「44歳」と、同項第2号中「15年」とあるのは「20年」と、同号中「17年」とあるのは「22年」とする。
- 3 介護等により研究に専念できない期間があつた者に対する第1項の規定の適用については、同項に定める年齢及び年数の要件をその期間（2年までに限る。）に応じて引き上げるものとする。

（支援内容）

第4条 若手研究者が自ら研究代表者として行っている研究のため設備等を利用したときは、設備等の利用料の規定にかかわらず、当該設備等の利用料の半額を免除するものとする。ただし、支援の上限額は、若手研究者あたり10万円／月（消費税相当額を含む）とする。

（申請）

第5条 若手研究者は、本制度による設備等の利用料の免除を希望する場合には、研究推進・支援機構テクニカルサポートセンター（以下「TSC」という。）に登録されている設備等についてはTSC設備・機器利用システムにより、それ以外の設備等については設備等を管理する部局の定める様式等により、申請するものとする。

（許可）

第6条 設備等を管理する部局の長又はテクニカルサポートセンター長は、前条の申請が第3条及び第4条に定める要件に該当すると認めるときは、利用料の免除を許可するものとする。

(免除された設備等の利用料の取扱)

第7条 前条により設備等の利用料の免除が許可された場合には、当該免除に係る設備等を管理する部局又はT S Cに免除された利用料に相当する額を配分する。

(事務)

第8条 本制度の事務は、設備等を管理する部局の事務部と連携して、研究推進部において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、本制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この実施要領は、令和2年7月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月12日改正)

この実施要領は、令和3年4月1日から施行する。